

リース取引の会計と税務 改正のポイント

東京メトロポリタン税理士法人
税理士 北岡 修一

．リース会計基準変更のポイント

平成20年4月より、リース取引の会計と税務が、大幅に変わります。

簡単に言えば、今までリース取引は、「賃貸借処理」で良かったものが、「売買処理」をしなければいけなくなった、すなわちリース資産は「資産計上」をすることになった、ということです。

では、具体的にはどのような内容なのか、できるだけカンタンに解説していきたいと思えます。

1．リース会計基準の変更理由

(1) グローバル化の一環

近年推進している会計基準のグローバル化、すなわち、日本の会計を国際会計基準に合わせようということの一環です。

リース取引については、ほとんどの先進国が、売買取引として処理しているため、日本企業の信用力向上のためにも、諸外国の企業との比較可能性の確保する必要があります。

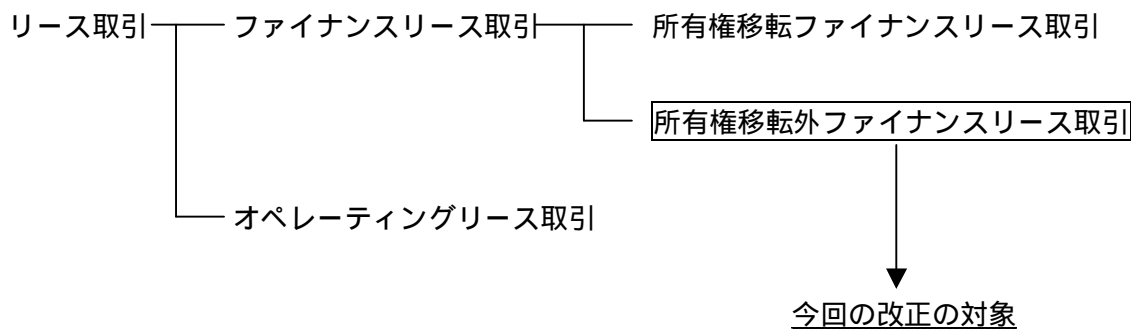
(2) オフ・バランスの回避

オフ・バランス、すなわち実質的に資産や負債があるにもかかわらず、バランスシートに載っていない状態を言います。これを回避しようということです。リース取引については、リース資産の計上よりも、むしろほぼ確定債務であるリース債務が計上されていないことが問題です。

(3) 旧基準の形骸化回避

実はリース会計基準は、すでに平成5年6月に制定されており、原則としてリース資産は資産計上することになっております。ただし、例外として注記をすることにより賃貸借処理が認められておりました。しかし、ほとんどの企業が例外処理を採用しています。これでは規定が形骸化されているといわざるを得ません。今回は、それを回避し、原則に戻そうということです。

2. リース取引の種類



日本のリース取引の90%以上は、所有権移転外ファイナンスリースである。

3. 会計基準は、どのように変わったのか？

所有権移転外ファイナンスリース取引 について

<改正前>

原則	: 売買処理
例外	: 賃貸借処理 (注記が要件)



<改正後>

売買処理に統一 (重要性が乏しい場合の例外処理あり)

他のリース取引の処理は、従前と変わらない

- ・ 所有権移転ファイナンスリース取引 売買処理 変わらず
- ・ オペレーティングリース取引 賃貸借処理 変わらず

4. リース取引の定義

(1) ファイナンスリース取引

* 次の2つの要件を、いずれも満たすリース取引のことをいう。

中途解約不能（ノンキャンセラブル）
フルペイアウト

「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。」

（会計基準5）

中途解約不能（ノンキャンセラブル）とは？

- ・ リース契約書において、中途解約不能の記載があること
- ・ 法的形式上は解約可能であるとしても、解約時に、未経過のリース期間に係るリース料の概ね全額を、規定損害金として支払わなければならないなど、事実上解約不能と認められるリース取引 = 準ずるリース取引

（会計基準36）

フルペイアウトとは？

「リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受する」とは、当該リース物件を自己所有とするならば得られると期待されるほとんどすべての経済的利益を享受することであり、

また、「リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担する」とは、当該リース物件の取得価額相当額、維持管理等の費用、陳腐化によるリスク等のほとんどすべてのコストを負担することである。

（会計基準36）

<フルペイアウトの形式基準>

中途解約不能要件は、比較的明確である。しかし、フルペイアウト要件は、判断が難しいところがあるため、次の形式基準を設けている。

形式基準としては、次のいずれかに該当すれば、フルペイアウトの要件を満たすことになる。（適用指針9）

現在価値基準

解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額（以下「見積現金購入価額」という。）の概ね 90 パーセント以上であること。

$$\text{リース料総額の現在価値} \quad \text{見積現金購入価額} \times 90\%$$

経済的耐用年数基準

解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね 75 パーセント以上であること。（ただし、リース物件の特性、経済的耐用年数の長さ、リース物件の中古市場の存在等を勘案すると、上記(1)の判定結果が 90 パーセントを大きく下回ることが明らかな場合を除く。）

$$\text{解約不能のリース期間} \quad \text{経済的耐用年数} \times 75\%$$

(2) オペレーティングリース取引

「オペレーティング・リース取引」とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。（会計基準 5）

5. ファイナンスリース取引の分類（所有権移転か、移転外か？）

ファイナンス・リース取引と判定されたもののうち、次のいずれかに該当する場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するものとし、それ以外のファイナンス・リース取引は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当するものとする。
（適用指針 10）

< 所有権移転ファイナンスリース取引に該当するケース >

所有権移転条項がある

リース契約上、リース期間終了後又はリース期間の途中で、リース物件の所有権が借手に移転することとされているリース取引

割安購入選択権がある

リース契約上、借手に対して、リース期間終了後又はリース期間の途中で、名目

的価額又はその行使時点のリース物件の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利が与えられており、その行使が確実に予想されるリース取引

特別仕様物件である

リース物件が、借手の用途等に合わせて特別の仕様により製作又は建設されたものであって、当該リース物件の返還後、貸手が第三者に再びリース又は売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかなリース取引

6. 所有権移転外ファイナンスリース取引 リース資産の資産計上額は？

(適用指針22他)

では、所有権移転外ファイナンスリースが資産計上される場合、その計上する額はどのように計算するのか？

(1) 貸手の購入価額が明らかな場合

リース料総額の現在価値	}	のいずれか低い額
貸手の購入価額		

(2) 貸手の購入価額が不明な場合

リース料総額の現在価値	}	のいずれか低い額
見積り購入価額		

リース料総額と、資産計上額の差額は、利息相当額となる。

利息相当額 = リース料総額 - 資産計上額

< 仕訳例 > 消費税考慮せず

(1) リース取引開始時

リース料総額 60,000 千円 5年リース 毎月リース料 1,000 千円
リース資産計上額 48,000 千円 (利息相当額 12,000 千円)

(借) リース資産	48,000	(貸) リース債務	48,000
-----------	--------	-----------	--------

(2) リース料支払時

(借)リース債務	xxx	(貸)現金預金	1,000
(借)支払利息	xxx		

毎月のリース債務の返済額 xxx と、支払利息 xxx はいくらになるのかが、ポイント。利息の毎月への配分は下記のとおり

7. 利息相当額の每期への配分方法

(1) 利息法(原則)

利息相当額の配分は、原則として利息法で行なう。

利息法とは、各期の支払利息相当額をリース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法である。

当該利率は、リース料総額の現在価値が、リース取引開始日におけるリース資産(リース債務)の計上価額と等しくなる利率として求められる。

(適用指針24)

住宅ローンの元利金等返済のようなイメージ。

最初は利息ばかり払っているが、徐々に元金残高が減ってきて後半は、本体部分の借入金返済が多くなっていく。

利息法によれば、リース料支払初期はリース債務残高が多いため、支払利息が多く、元本部分の返済が少ない。

返済が進むほど、元本部分(リース債務)にあてる金額が多くなり、支払利息が少なくなる。

(2) リース資産総額に重要性が乏しい場合の例外処理

<重要性が乏しい場合の条件> 10%基準という

$$\frac{\text{未経過リース料の期末残高(A)}}{\text{(A) + 有形・無形固定資産の期末残高}} < 10\%$$

(A)には、利息法で処理しているもの、少額リースなど賃貸借処理しているものを除く。

上記の場合には、次のいずれかの簡便法の適用が認められる。(適用指針 3 1)

リース料総額を、資産計上額とすることができる。

すなわち、利息相当額を計上しない方法である。(税法と同じ)

利息相当額の各期への配分を、利息法によらず、定額法で行なうことができる。

各期への利息配分額 = 利息相当額 ÷ リース支払回数

利息は毎月同じ額が計上される。

8 . リース資産の償却方法

(1) 所有権移転ファイナンスリース

自己所有の固定資産と同一の方法による

(2) 所有権移転外ファイナンスリース (適用指針 2 7、2 8)

耐用年数：原則として、リース期間

(再リース期間を含める場合もあり)

残存価額：原則として、0

(残価保証の取り決めがある場合は、残価保証額)

償却方法：

定額法、級数法、生産高比例法等。・・・定率法はない

自己所有の固定資産と同一でなくてよい

9 . 少額リース資産等の例外処理

以下の場合には、賃貸借処理をすることができる。(適用指針 3 4、3 5)

(1) リース料総額が、固定資産の費用処理の金額の範囲内のリース取引

10万円基準や20万円基準など

(2) リース期間が1年以内のリース取引

(3) リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のリース取引

・ただし、所有権移転ファイナンスリースには適用なし

・1契約に科目の異なる資産が含まれる場合は、その科目ごとに判定する

10. リース取引の会計処理 その他の注意事項

(1) 維持管理費用相当額

維持管理費用とは、リース物件の維持管理に伴う固定資産税、保険料等の諸費用

フルペイアウトの現在価値基準算定にあたっては、この維持管理費用相当額をリース料総額から控除するのが原則。

ただし一般的に、契約書等で維持管理費用相当額が明示されない場合が多く、また、当該金額はリース物件の取得価額相当額に比較して重要性が乏しい場合が多いため、その場合にはリース料総額から控除しなくてもよい。(適用指針14)

現在価値基準の判定上、維持管理費用相当額をリース料総額から控除する場合は、リース料総額から維持管理費用相当額の合理的見積額を差し引いた額をリース債務および支払利息として処理し、維持管理費用相当額は、その内容を示す科目で費用に計上する。(適用指針25)

(2) 残価保証の取扱い

リース契約において、リース期間終了時に、リース物件の処分価額が契約上取り決めた保証価額に満たない場合は、借手に対して、その不足額を貸手に支払う義務が課せられることがある(以下このような条件を「残価保証」という。)

フルペイアウトの現在価値基準算定にあたっては、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は、残価保証額をリース料総額に含める。(適用指針15)

リース資産の償却計算にあたって、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は、原則として、当該残価保証額を残存価額とする。(適用指針27)

リース期間終了に際して、残価保証の取決めがある場合は、貸手に対する不足額の確定時に、当該不足額をリース資産売却損等として処理する。(適用指針29)

(3) 再リースの取り扱い

フルペイアウトの現在価値基準および経済的耐用年数基準の算定にあたっては、借手が再リースを行う意思が明らかな場合を除き、再リース期間やその期間のリース料は含めない。(適用指針11、12)

再リース期間を耐用年数に含めない場合の再リース料は、原則として、発生時の費用として処理する。(適用指針29)

(4) 中途解約の処理

リース契約を中途解約した場合は、リース資産の未償却残高をリース資産除却損等として処理する。

貸手に対して中途解約による規定損害金を一時又は分割払いで支払う必要が生じた場合は、リース債務未払残高（未払利息の額を含む。）と当該規定損害金の額との差額を支払額の確定時に損益に計上する。（適用指針30）

11. 表示と注記

(1) ファイナンスリース取引の表示

リース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることもできる。（会計基準16）

（例）所有権移転ファイナンスリース	各科目に含める
所有権移転外ファイナンスリース	有形無形ごとに、リース資産

(2) リース債務の表示

リース債務については、貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するものは流動負債に属するものとし、貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するものは固定負債に属するものとする。（会計基準17）

(3) ファイナンスリース取引の注記

リース資産について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない。（会計基準19）
重要性の判断は、例外処理の重要性（10%基準）と同じ。

(4) オペレーティングリース取引の注記

リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次の事項を注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない。

貸借対照表日後1年以内のリース期間に係る未経過リース料

貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係る未経過リース料

（会計基準22）

1 2 . 適用時期

- (1) 本会計基準は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。
ただし、平成 19 年 4 月 1 日以前に開始する連結会計年度及び事業年度から適用(以下「財務諸表にかかる早期適用」という。)することができる。(会計基準 2 3)
- (2) (1) にかかわらず、四半期財務諸表に関しては、本会計基準は、平成 21 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度に係る四半期財務諸表から適用する。
ただし、平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する連結会計年度及び事業年度に係る四半期財務諸表から適用(以下「四半期財務諸表にかかる早期適用」という。)することができる。・・・以下略(会計基準 2 4)

1 3 . 適用初年度開始前の取り扱い

- (1) 原則
リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引についても、リース会計基準及び本適用指針に定める方法により会計処理する。
この場合、変更による影響額(適用初年度の期首までの税引前当期純損益に係る累積的影響額)は特別損益として処理する。(適用指針 7 7)
- (2) 例外
次の 2 つの例外処理が認められている。(適用指針 7 8、7 9)
- 期首に取得したものとする方法
会計基準適用初年度の前年度末における未経過リース料残高(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上することができる。
この場合、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分することができる。
- 賃貸借処理を継続する方法
引き続き通常の賃貸借取引を適用することができる。この場合、適用初年度開始前のリース取引について、引き続き通常の賃貸借取引を適用している旨、及び「改正前会計基準」で必要とされていた事項を注記しなければならない。

．リース税務改正のポイント

1．平成19年度税制改正

リース会計基準の見直しに合わせ、平成19年度税制改正において、リース取引の税務上の取り扱いも変更された。(法64の2)

所有権移転外ファイナンスリース取引 について

<改正前> 賃貸借処理

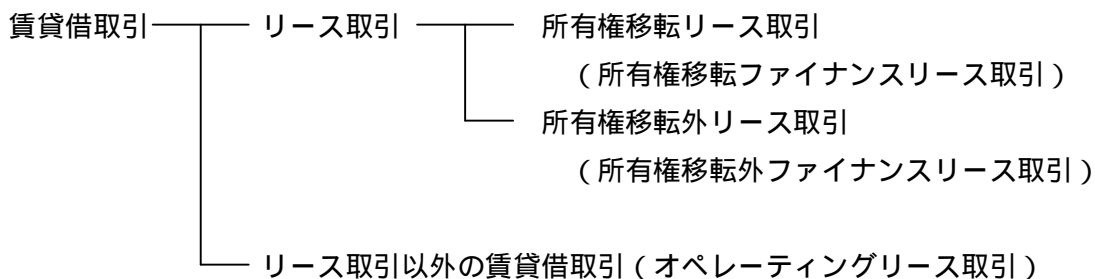
<改正後> 売買処理

税法は、会計のように例外処理はない。

他のリース取引は、変わらない

- ・所有権移転ファイナンスリース取引 売買処理 変わらず
- ・オペレーティングリース取引 賃貸借処理 変わらず

2．税法上のリース取引



税法上のリース取引とは、ファイナンスリース取引のことをいう。

ファイナンスリース取引の要件は、会計基準とほぼ変わらない。

オペレーティングリース取引は、税法上はリースでない。したがって、リース税額控除の対象などにもなっていない。

3. 所有権移転リース取引、移転外リース取引の判定基準

会計基準の次の判定基準は、税務も共通。

< 所有権移転ファイナンスリース取引に該当するケース >

- 所有権移転条項がある
- 割安購入選択権がある
- 特別仕様物件である

以上に該当しないファイナンスリースが、所有権移転外ファイナンスリースとなる。

税法独自に、次の2つの基準が追加される。

識別困難な資産のリース取引（法基通7-6の2-6）

- リース物件と所有物件との区分管理ができない（よって返還不能）リース資産
（例：仮設資材など）
- 借手に所有権が移転したものとする

リース期間が耐用年数に比して相当短いリース取引（法基通7-6の2-7）

- ・耐用年数10年未満 耐用年数の70%を下回るリース期間
- ・耐用年数10年以上 耐用年数の60%を下回るリース期間

毎期のリース料が、購入した場合の減価償却費よりも相当上回ることになり、課税所得を不当に減らすことになる。

そのため、この場合は、所有権移転リース取引として資産計上することになる。

改正前は、耐用年数の120%以上となるリース期間のリース取引も、所有権移転リースとして、資産計上することとなっていたが、今回の税制改正により廃止された。

4. 所有権移転外リース取引 リース資産の資産計上額は？（税法上）

(1) 原則

リース料総額が、資産の取得価額となる。（法基通7-6の2-9）

(2) 例外（できる規定 - 法基通7-6の2-9ただし書き）

ただし、リース料総額のうち利息相当額から成る部分の金額を合理的に区分することができる場合には、当該リース料の額の合計額から当該利息相当額を控除した金額を当該リース資産の取得価額とすることができる。

リース契約書等で、取得価額、利息相当額が明示されている場合など

(3) 会計基準との調整

会計基準では、重要性が乏しい場合を除き、リース料総額から利息相当額を控除してリース資産の取得価額を計上する。

税務上で、リース総額で資産計上した場合は、申告調整が必要になる。

会計基準により利息相当額を計算して、取得価額を決定した場合は、(2)の合理的に区分することができる場合、に該当すると思われる。

したがって、会計基準にのっとり取得価額を決めた場合は、税務上もその取得価額を使うことにより、申告調整は必要なくなる。

(4) 取得価額の注意点(法基通7-6の2-9注)

再リース料の扱い

再リース料の額は、原則として、リース資産の取得価額に算入しない。ただし、再リースをすることが明らかな場合には、当該再リース料の額は、リース資産の取得価額に含まれる。

付随費用

リース資産を事業の用に供するために賃借人が支出する付随費用の額は、リース資産の取得価額に含まれる。

5. 利息の各期への配分方法(税法上)

利息相当額を計上した場合(法基通7-6の2-9注3)

当該利息相当額はリース期間の経過に応じて利息法又は定額法により損金の額に算入する。

会計基準では原則利息法だが、税務上は利息法・定額法どちらでも構わない。

すなわち、会計処理に合わせて税務上も対応できる、ということである。

6. リース資産の償却方法

(1) 所有権移転リース取引

自己所有の固定資産の償却方法と同一の方法とする。(法令 48 の 2)
会計基準と同じ

(2) 所有権移転外リース取引

リース期間定額法とする。(法令 48 の 2 六)

- ・耐用年数：原則として、リース期間
- ・残存価額：原則として、0 (残価保証の取り決めがある場合は、残価保証額)

会計基準は、定額法、級数法、生産高比例法等から選択するが、税法上は選択の余地なし。

リース資産の減価償却費に関しては、法人税申告書別表 16 (4)

「リース期間定額法による償却費の計算に関する明細書」に記載し、提出する必要がある。(法令 63)

7. 賃貸借処理を継続した場合

税法上、所有権移転外ファイナンスリースは、例外なく売買処理となった。

ただし、今までどおり賃貸借処理を継続していくことも可能。なぜか？

(1) 償却費とみなす規定 (法令 131 の 2)

税法上、リース資産につきその賃借人が賃借料として損金経理をした金額は、償却費として損金経理をした金額に含まれる。

すなわち、所有権移転外ファイナンスリースについて、今までどおり賃借料等の費目で経費処理していても、それは償却費として計上したものとみなされる。

(2) 償却限度額との関係

<例> リース料総額 6,000万円 5年リース 毎月リース料100万円

賃借料 月額100万円 年額1,200万円 償却費とみなす

税法償却限度額 取得価額6,000万円 リース期間定額法 残存価額なし
月額 6,000万円 × 1/60 = 100万円
年額 6,000万円 × 12/60 = 1,200万円

賃借料に計上される額(償却費とみなされる)と、償却限度額は一致するため、適正に償却が行なわれており、税務上問題なし。

(3) 別表の記載不要

賃貸借処理をした場合においては、リース資産の減価償却費に関する、法人税申告書別表16(4)に記載する必要がない。

売買処理した場合のみ、別表記載が必要になる。

以上のことから、会計基準が強制されない会社においては、所有権移転外ファイナンスリースは、今までどおりの処理で良いかと思われるが、消費税の扱いにおいて重要な変更があり注意を要する。

8. 所有権移転外リース取引 諸制度との関係

税法上、所有権移転外リース取引は、資産に計上されるが、下記規定との関連は以下のとおりである。

(1) 少額減価償却資産等

所有権移転外リース資産については、10万円未満の少額減価償却資産、30万円未満の中小企業の少額減価償却資産の特例、および20万円未満の3年一括償却資産の特例、などの適用はない。

(2) 資産取得の税額控除

中小企業投資促進税制や情報基盤強化税制などの税額控除は、リース資産(ファイ

ナンスリース取引)でも適用を受けることが可能。

通常税額控除は、取得価額×7%となる。

リース資産は、リース料総額が取得価額となるため、購入資産よりも取得価額が多くなり、有利か？

また、以前のリース税額控除の場合は、リース料総額×60%×7%となっていたので、その点でも有利か？

(3) リース税額控除の廃止

税務上のリース取引は、すべて資産計上となったため、平成19年度税制改正により平成20年4月1日以後に締結するリース取引より、リース税額控除制度は廃止となった。

(4) 特別償却、圧縮記帳

所有権移転外リース資産については、特別控除、圧縮記帳制度の適用はない。税額控除で対応する。

(5) 償却資産税

所有権移転外リース資産については、所有権はあくまで貸手(リース会社)にあるため、借手は資産計上しても償却資産税の申告をする必要はない。リース会社が申告をする。当然、償却資産税の納税義務もリース会社にある。

9. 適用時期

(1) 改正リース税制の適用時期

平成20年4月1日以後に締結される契約にかかるリース取引より適用される。

(2) 既契約の取り扱い(税法上)

引き続き賃貸借処理を継続する。

(3) 会計基準との整合性

会計基準は、平成20年4月1日以後開始事業年度から適用。
3月決算の場合は、税法と会計基準が一致する。

たとえば、6月決算の場合。

税法上は、4月1日より締結されるリース取引から売買処理

会計上は、4月1日から6月30日までは、今までどおり

7月1日より売買処理

申告調整の必要もあり

10. 消費税での扱い

(1) 消費税上も売買取引

所有権移転外ファイナンスリース取引が、法人税法上、売買取引とされたことにより、消費税においてもリース資産の引渡しの際に資産の譲渡があったものとされる。

すなわち、リース契約開始時にリース料総額が課税仕入れとなり、それに対応する消費税の全額が、仕入税額控除の対象となる。

(2) 利息相当額について

法人税法上、利息相当額を合理的に区分できる場合は、リース料総額から利息相当額を控除して、取得価額にできるとしている。

消費税においても、利息相当額を合理的に区分できる場合は、その部分は非課税取引として扱うことになる。(契約書などで明確になっている場合)

(3) 賃貸借処理を継続した場合

所有権移転外ファイナンスリース取引にかかるリース資産を、資産計上せずに賃貸借処理を継続した場合の、消費税の処理は？

賃貸借処理をした場合においても、リース取引開始時にリース料総額に対する消費税の仕入税額控除ができる。

この場合、資産は計上されないが、仮払消費税のみ計上されることになる。

11. 消費税を含めた中小企業の会計処理（税法準拠）

<例> リース料総額 63,000 千円（税込） 5年リース 毎月リース料 1,050 千円（税込）

（1）固定資産に計上する場合

リース取引開始時

（借）リース資産	60,000	（貸）リース債務	63,000
（借）仮払消費税	3,000		

リース料総額を取得価額として、リース資産を計上する。

利息相当額が合理的に区分できる場合は、利息相当額を資産に計上しないこともできるが、会計基準を強制されない企業の場合は、利息相当額を含めて資産計上した方が仕訳は簡単である。

利息相当額が合理的に区分できる場合は、利息部分は消費税は非課税となるため、仮払消費税はリース資産の5%にはならなくなる。

リース料支払時

（借）リース債務	1,050	（貸）現金預金	1,050
（借）減価償却費	1,000	（貸）リース資産	1,000

リース資産にかかる減価償却を毎月継続することにより、賃貸借処理と同様に費用の認識をすることができる。

減価償却費 リース期間定額法 $60,000 \times 1/60 = 1,000$ 千円

簡便法の場合 （借）減価償却費 （貸）減価償却累計額

（2）賃貸借処理を継続する場合

リース取引開始時

（借）仮払消費税	3,000	（貸）未払金	3,000
		又は、長期未払金	

資産計上はしないが、消費税上、仕入税額控除を行うため、仮払消費税を計上する。

課税資産本体がなく、仮払消費税だけ計上される処理は、会計上は合理的な処理とはいえない...

リース料支払時

(借) 賃借料	1,000	(貸) 現金預金	1,050
(借) 未払金	50		

従来は、リース料支払時に仮払消費税を認識していたが、リース取引開始時に消費税を全額計上したため、支払時は の未払金を消し込んでいく処理となる。

また、上記賃借料は、消費税においては不課税取引となる。

以上、リース取引の税務と会計について、ご不明点・ご質問などがあれば、当税理士法人までお問い合わせください。